

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施(4件)(商工振興課)	1
◎高知県中小企業等協同組合法施行規程 の一部改正(経営支援課)	2
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)(漁業経営課)	2
○道路の区域変更(道路課)	2
公 告	
○県営土地改良事業の計画の変更(農業基盤課)	3
高知県教育委員会規則 ◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	3
◎公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が 処理する事務の範囲を定める規則	3

## 告 示

## 高知県告示第102号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成20年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
津野町	平成20年7月7日	午後1時から午後3時30分まで	津野町役場
"	平成20年7月8日	午前9時30分から午前10時まで	津野町立郷小学校
"	"	午前11時から午前11時30分まで	船戸多目的集会施設

"	"	午後1時から午後3時まで	津野町役場西庁舎
橋原町	平成20年7月9日	午前10時から午前11時まで	津野山農業協同組合松原事業所
"	"	午後1時から午後3時30分まで	橋原町役場
"	平成20年7月10日	午前10時から午前11時まで	津野山農業協同組合四万川事業所
橋原町及び津野町	平成20年7月11日から同年12月22日まで (日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

## 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

## (1) 検査の区域

橋原町及び津野町

## (2) 検査の年月日

平成20年7月11日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)

## 高知県告示第103号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成20年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
須崎市	平成20年7月22日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	多ノ郷公民館
"	平成20年7月23日	午前10時30分から午前11時30分まで	上分公民館

"	"	午後1時30分から午後2時30分まで	浦ノ内公民館
"	平成20年7月24日	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	須崎公民館
"	平成20年7月25日	午前10時30分から正午まで	"
"	平成20年7月28日から同年12月22日まで (日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

## 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

## (1) 検査の区域

須崎市

## (2) 検査の年月日

平成20年7月28日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)

## 高知県告示第104号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成20年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
中土佐町	平成20年9月2日	午前10時から午前11時まで	中土佐町スポーツ文化センター
"	"	午後1時30分から午後3時30分まで	中土佐町役場大野見庁舎
"	平成20年9月	午前9時から正午	中土佐町民交流会

	3日	まで及び午後1時から午後2時まで	館
"	平成20年9月4日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

## 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

## (1) 検査の区域

中土佐町

## (2) 検査の年月日

平成20年9月4日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)

## 高知県告示第105号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成20年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
四万十町	平成20年9月8日	午後2時から午後4時まで	四万十町大正公民館
"	平成20年9月9日	午前9時30分から午前11時30分まで	四万十町十和公民館
"	"	午後1時30分から午後3時30分まで	四万十町十和総合開発センター
"	平成20年9月10日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	四万十町農村環境改善センター
"	"	午後3時から午後4時まで	四万十農業協同組合旧松葉川支所

"	平成20年9月11日	午前9時30分から午前11時30分まで	四万十農業協同組合興津やさい集出荷場
"	"	午後1時30分から午後2時30分まで	四万十農業協同組合旧東又支所
"	"	午後3時から午後4時まで	四万十農業協同組合旧仁井田支所
"	平成20年9月12日	午前9時30分から午前10時30分まで	志和漁業協同組合
"	平成20年9月16日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

## 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

## (1) 検査の区域

四万十町

## (2) 検査の年月日

平成20年9月16日から同年12月22日まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)

## 高知県告示第106号

高知県中小企業等協同組合法施行規程(平成19年9月高知県告示第600号)の一部を次のように改正する。

平成20年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

内閣

第1条中 中小企業等協同組合法施行規則(平成19年厚生労働

経済産業

府、財務省、 「

省、農林水産省、令第1号を 中小企業等協同組合法施行規則省、国土交通省 」

内閣府、財務省、厚生労働省、

(平成20年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第1号に 環境省 )

改める。

第2条第1項中「第118条第1項第2号」を「第144条第1項第2号」に改め、同項第1号中「第118条第1項第1号」を「第144条第1項第1号」に改める。

第4条第1項中「第119条第5項第1号」を「第145条第4項第

1号」に改め、同条第2項中「第119条第5項第2号」を「第145条第4項第2号」に、「第124条第2号」を「第150条第2号」に改める。

第5条第2項中「第124条第2号」を「第150条第2号」に改める。

第8条第1項中「第123条第1項第4号」を「第149条第1項第4号」に改め、同条第2項中「第123条第1項第5号」を「第149条第1項第5号」に改め、同条第3項中「第123条第1項第6号」を「第149条第1項第6号」に改め、同項第3号中「第76条第1項第2号」を「第102条第1項第2号」に改める。

第9条中「第124条の」を「第150条の」に、「第124条第2号」を「第150条第2号」に、「第124条第3号」を「第150条第3号」に、「第124条第4号」を「第150条第4号」に改める。

第10条第1項中「第124条第1号」を「第150条第1号」に改め、同条第2項中「第124条第2号」を「第150条第2号」に改め、同条第3項中「第124条第3号イ」を「第150条第3号イ」に改め、同条第4項中「第124条第3号ロ」を「第150条第3号ロ」に改め、同条第5項中「第124条第3号ハ」を「第150条第3号ハ」に改め、同条第6項中「第124条第3号ニ」を「第150条第3号ニ」に改め、同条第7項中「第124条第4号」を「第150条第4号」に改める。

第11条中「第166条第2項及び第3項」を「第192条第2項及び第3項」に改め、同条第1号中「第119条第1項第2号」を「第145条第1項第2号」に改める。

別表第1備考1中「第122条」を「第148条」に改め、同表備考4中「第119条第1項第1号ロ」を「第145条第1項第1号ロ」に改める。

別表第6中「第118条第3項」を「第144条第3項」に、「第122条」を「第148条」に改める。

## 附 則

この告示は、平成20年2月26日から施行し、改正後の高知県中小企業等協同組合法施行規程の規定は、同月12日から適用する。

## 高知県告示第107号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成20年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

## 区域及び区分

手結漁業協同組合の地区

小型漁船漁業

## 高知県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年2月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡本大方
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
幡多郡黒潮町御坊畑字タクボ863番3から幡多郡黒潮町御坊畑字ホトガナロ1171番1まで	前	4.0 15.0	160
	後	3.0 14.0	160

### 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（中芸東部地区田園空間整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年2月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年2月26日から同年3月26日まで
- 3 縦覧場所  
奈半利町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

### 教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月26日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典  
高知県教育委員会規則第3号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則  
へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の2級の安芸郡の東洋町の項を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

平成20年2月26日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典  
高知県教育委員会規則第4号

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第27条の4に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務であって、市町村（市町村の組合を含む。）立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場（同条例第3条に規定する共同調理場をいう。）の学校栄養職員を含む。）及び事務職員並びに市町村立の高等学校の定期制の課程の教頭、教諭、助教諭及び講師に係るものとする。

(1) 住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号。以下この号において「住居手当規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（公立学校職員の給与に関する条例第14条の3第1項第3号及び第4号に掲げる職員に係るものを除く。）

- ア 住居手当規則第6条第1項の規定による届出の受理
- イ 住居手当規則第7条第1項の規定によるアの届出に係る事実の確認及び住居手当の月額の決定又は改定
- ウ 住居手当規則第10条の規定による事後の確認

(2) 通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号。以下この号において「通勤手当規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- ア 通勤手当規則第3条の規定による届出の受理
- イ 通勤手当規則第4条の規定によるアの届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定
- ウ 通勤手当規則第5条の規定による支給の範囲の特例の認定
- エ 通勤手当規則第16条の規定による事後の確認

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。